

令和3年9月17日産業・建設委員会継続審査：清介の質疑と答弁部分議事録  
当日の音源から手入力した私的な反訳です。性悪には後日議事録にてご確認ください。

R3.9.18 中田清介

令和3年9月17日 産業建設委員会、継続審査における清介の質疑と答弁部分の議事録。  
谷村委員長） 次に中田委員。

中田清介） この問題が上程されて以来ズーと言いつけました。なぜ今この時期に（と） 。  
駅週というこれまでの計画案についての説明はあなたがたの資料から出てきている。平成  
10年8月「高山駅周辺土地区画整理事業」に認可の段階から、もっといえば49年の段階  
から緻密なそれぞれの時点での問題点をこういった構想に落とし込んで、こういうまちづ  
くりを目指すんだという事が説明されてきた。だから私達がなぜ駅周辺施設の全体像を捉  
えながら、その有効活用と賑わい創出をきちんと捉まえて議論しないんだという事を何遍  
もいいました。北村部長の方からは、今回の条例案「高山駅前広場の設置及び管理に関する  
条例の一部改正」をする事によって、その目的は達せられるんだ。それから6施設一体の、  
なぜこの条例で6施設一体と縛るんだという事についても余りよく説明をされませんでした。

私達があなた方から出てきたこの資料を読み込めば、最終的にこの地域の整備方針の骨  
子が固まったのは、平成25年3月の「高山市総合交流センター整備構想」の策定というそ  
の内容なんです。ここにきて後に残された問題の解決をしながら整備をしていくという事  
が書いてある。なのに、その全体像を捉えないでなぜ駅前広場の設置と管理に関する条例の  
一部改正をする条例において、そうした事まで包含してしまうんだという事をずっと言い  
続けてきた。ここでわかった事は結局設置管理条例の2条、4条の問題だ。こんな事ははじ  
めからなぜわかっているならきちんと説明しなかった。私達は議会としてもあなた方と一  
緒に問題点の深堀をしたいからずっと言ってる、七つの論点情報に基づいたあなた方の考  
えを示せと。出てきたのはこの資料だって委員長が指摘をしてどういう考えなんだと言っ  
てから。その辺のところの不誠実さっていうのは私は非常に感じます。今回はそういうこと  
から考えると、皆さんが今懸念をおっしゃった。なぜ2次交通の要、その事業者の皆さんと  
の協議もなしにこういう事を一方的に指定管理者に任せるっていうことを、あなた達は規  
定してしまおうとするのか。そこなんです。

だから当事者の皆さん当然不安がられるに決まっている。これは市長の権限として残し  
てある。なぜ全体像を捉えながら駅周辺施設の総合的な管理と方向性を打ち出して、それ  
による指定管理の方向性ってものが出してこれなかったのか。これは一部なんだ。全体像から  
言えば指定管理を導入する建前の一部の必要条件だけなんです。駅週に関する構想がまだ  
まだ先程橋本委員のほうから出ましたが、駅西のまちづくり構想がスケジュールでは来年  
できるというそういうスケジュールになっている。なぜそこまで待つて総合的な判断で各  
条例や要項等が間違いなく運営されるようなその一体管理の方法を総合的に出してこな  
かったということなんだ。だから今日不安がられて質疑になっている。だから必要十分な条件

をなぜ一体整備の中で調整をしながら出してこれられないのか。我々はずっとそれを言っている。あなた方から出てきた資料全部読み込みました。私は5編読みました。それから関連するこれまでの経緯も、私どもは知ってますからそれに対する資料も読みました。一番大事な事は、今後大切な開発拠点である駅周全体をどうしようとしているのか、という事となんです。駅周整備というものは先程も出ましたように交通拠点の整備であり、人的交流の拠点であり総合的な観点から整備しますという事をあなた方が言っておる限り、そういう視点で今後も物事を進めていかなければならない。だからその辺のところの見解を北村部長に聞きます。

谷村委員長) 北村都市政策部長。

北村都市政策部長) おっしゃられるとおり駅周辺というところは大変重要なところでございますので、総合的な観点から前回の委員会でお示したような考え方を持ってしっかり進めていく事は重要であるというふうに認識しております。その上で私ども都市政策部の方から今回の条例案件を出させて頂くにあたって、十分でなかった部分がありました事はお詫びを申し上げます。以上でございます。

谷村委員長) 中田委員

中田清介) こうした総合的な観点による地区としての総合的なまちづくりというものはよっぽど慎重にやってもらいたい。SDGsの中でも書いて明記してあるんです。2022年には「駅西まちづくり構想」については策定して、その後実行のための設計等に入ると。それならば何故この総合的な観点でなくして駅前広場の設置と管理にかかわる条例の一部改正で進めようとするのか。その一部改正の中には許認可権まで入っている事の問題点を先程全員の皆さんが明言された。私もそうだと思います。大切な高山市のステークホルダー、駅前広場の利用等に関するステークホルダーである関係事業者への聞き取りまであまりされていなかったという事は、参考人招致の中で浮かびあがった事です。そして参考人承知の中で一番言われた事は、どうしてそういうところを条例で押さえながら全体像を整えていけないのかという事なんです。まあそのことだけを指摘して終わります。